

平成 2 7 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 7 年 9 月 1 日

印刷物番号

27-44

## も く じ

認定第 1 号	平成 2 6 年度大東市一般会計歳入歳出決算について -----	別冊
認定第 2 号	平成 2 6 年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につ いて -----	別冊
認定第 3 号	平成 2 6 年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算 について -----	別冊
認定第 4 号	平成 2 6 年度大東市下水道事業特別会計歳入歳出決算につい て -----	別冊
認定第 5 号	平成 2 6 年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につ いて -----	別冊
認定第 6 号	平成 2 6 年度大東市都市開発資金特別会計歳入歳出決算につ いて -----	別冊
認定第 7 号	平成 2 6 年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について ---	別冊
認定第 8 号	平成 2 6 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決 算について -----	別冊
認定第 9 号	平成 2 6 年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計歳入歳出決算 について -----	別冊
認定第 1 0 号	平成 2 6 年度大東市水道事業会計決算について -----	別冊
報告第 8 号	自動車事故に係る専決処分の報告について -----	1
報告第 9 号	和解に係る専決処分の報告について -----	2
報告第 1 0 号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について -----	4
報告第 1 1 号	平成 2 6 年度大東市水道事業会計資金不足比率について -----	5
議案第 4 5 号	平成 2 7 年度大東市一般会計補正予算（第 4 次）について -----	別冊
議案第 4 6 号	平成 2 7 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）について -----	別冊
議案第 4 7 号	平成 2 7 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次）について -----	別冊
議案第 4 8 号	平成 2 7 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 1 次）に ついて -----	別冊

議案第49号	平成27年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1次)について -----	別冊
議案第50号	平成27年度大東市下水道事業会計補正予算(第1次)につ いて -----	別冊
議案第51号	財産の取得について -----	6
議案第52号	平成26年度大東市水道事業利益剰余金処分について -----	7
議案第53号	大東市立市民会館の指定管理者の指定について -----	8
議案第54号	大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者の指定につ いて -----	9
議案第55号	大東市事務分掌条例の一部を改正する条例について -----	10
議案第56号	大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例について -----	12
議案第57号	大東市市税条例の一部を改正する条例について -----	16
議案第58号	大東市手数料条例の一部を改正する条例について -----	29

報告第8号

自動車事故に係る専決処分の報告について

自動車事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |          |  |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成27年6月11日   |
| 2 和解の相手方 | 大東市御領三丁目10番39号<br>クラシタ電気設備 株式会社<br>代表取締役 蔵 下 浩 次   |
| 3 損害賠償の額 | 金156,816円  |
| 4 和解の理由  | 平成27年5月22日大東市御領三丁目10番39号先の路上において、本市自動車（環境課）が南から北へ走行中、施錠されていなかった荷台後部扉が開き、当該路上に駐車していた相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |



#### 4 調停条項の内容

(1) 大東市は、和解の相手方に対し、本件解決金として金15万円の支払義務があることを認め、これを平成27年6月末日限り、和解の相手方が指定する銀行口座に送金して支払う。ただし、振込手数料は、大東市の負担とする。

(2) 申立人は、その余の請求を放棄する。

(3) 当事者双方は、本件について、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 調停費用は、各自の負担とする。

#### 5 和解の理由

解決金等調停条項の内容が妥当であると判断したため。

## 報告第10号

### 市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

市道上にて発生した事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |          |  |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成27年5月27日   |
| 2 和解の相手方 | 大東市野崎四丁目5番32号<br>上村交通 有限会社<br>代表取締役 上 村 武 也  |
| 3 損害賠償の額 | 金97,590円   |
| 4 和解の理由  | 平成27年3月9日相手方自動車が大東市三箇一丁目11番31号先の市道住道四の宮線において、対向車を通過させるため道路東端に車両を寄せたところ、道路脇に設置している雨水会所柵の鉄蓋が跳ね上がり、相手方自動車の左側ドア部分を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |



報告第11号

平成26年度大東市水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度決算における資金不足比率を監査委員の審査に付し、別冊のとおりその意見を付けて議会に報告する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率（％）	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため（－）と表している。

議案第51号

財産の取得について

平成27年度更新消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）の購入契約を次のとおり締結する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |          |   |
|----------|---|
| 1 購入する物品 | 平成27年度更新消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）                |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                    |
| 3 契約の金額  | 金28,006,560円                              |
| 4 契約の相手方 | 茨木市永代町4番105号<br>木内ポンプ 株式会社<br>代表取締役 木内 利幸 |

理 由

平成27年度更新消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）の購入予定価格の金額が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条の規定による2,000万円以上であるため。

議案第52号

平成26年度大東市水道事業利益剰余金処分について

平成26年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		2,494,080,911円
2	利益剰余金処分量		
(1)	資本金	Δ1,812,903,057円	
(2)	減債積立金	Δ150,000,000円	
(3)	建設改良積立金	<u>Δ350,000,000円</u>	<u>Δ2,312,903,057円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>181,177,854円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第53号

大東市立市民会館の指定管理者の指定について

大東市立市民会館の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 大東市立市民会館                            |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪府中央区瓦町一丁目6番10号<br>太平ビルサービス大阪 株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで             |

議案第54号

大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者の指定について

大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 大東市立北条コミュニティセンター                 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市北条四丁目2番12号<br>特定非営利活動法人 ほうじょう |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成28年2月1日から平成31年3月31日まで          |

議案第55号

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例について

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成27年10月1日から機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市事務分掌条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方創生局

第2条中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方創生局の事務分掌は、大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、調整等に関することとする。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

議案第56号

大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成27年10月5日から施行されることにかんがみ、同法第31条の趣旨を踏まえ、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項について規定することに伴い、所要の改正を行うため。



大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「役員に関する情報」の次に「(当該役員の特定期間個人情報を除く。)」を加え、同号イ中「当該事業に関する情報」の次に「(当該個人の特定期間個人情報を除く。)」を加え、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 特定期間個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定期間個人情報をいう。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項および第2項の規定により記録された特定期間個人情報をいう。

第7条第1項中「、個人情報」の次に「(特定期間個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（特定期間個人情報の収集の制限）

第7条の2 実施機関は、特定期間個人情報を収集するときは、番号法第20条に定めるところによるものとする。

第8条第1項中「は、個人情報」の次に「(特定期間個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を、「目的」の次に「(以下「利用目的」という。)」を加える。

第8条の次に次の3条を加える。

（特定期間個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有する特定期間個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であ

るときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、番号法その他の法令に定めのある場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機を用いて、特定個人情報を提供してはならない。

第11条第2項中「法定代理人」の次に「(特定個人情報にあっては、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人)」を加える。

第15条第2項中「法定代理人」の次に「(特定個人情報にあっては、その法定代理人または委任による代理人)」を加える。

第20条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第20条の2 実施機関は、情報提供等記録に係る訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外の者に限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第21条第1項中「自己に関する個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「次の各号に」を「当該各号に」に改める。

第21条の2を第21条の3とし、第21条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用停止の請求)

第21条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める

措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例もしくはこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第 8 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているときまたは番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止または消去
- (2) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第 11 条第 2 項の規定は、特定個人情報の利用停止の請求について準用する。

第 23 条第 1 項中「第 21 条の 2」を「第 21 条の 3」に改める。

第 34 条第 2 項中「、個人情報の開示」の次に「(特定個人情報の開示を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

#### 付 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

議案第57号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が、平成27年4月1日付けで施行されたことに伴い、急を要する部分は専決処分を行ったが、同日以降に係る施行分について、関係規定の一部改正を行う必要等があるため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）または法人番号

第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第63条の2第1項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号および第2項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称

および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第71条第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第74条第1項第1号および第74条の2第1項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名もしくは名称」を「事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

第90条第2項第1号中「および住所」を「、住所および個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所）」に改める。

第139条の3第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第140条の14第1号中「および氏名または名称」を「または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

付則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

付則第10条の3第1項第1号および第2項第1号中「および氏名または名称」を「、

氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改め、同条第3項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号および第10項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

付則第13条の4第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

付則第16条の2を次のように改める。

## 第16条の2 削除

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条第2項、第36条の3の3第4項、第71条第1項および第139条の3第1項の改正規定ならびに次条第1項の規定 平成28年1月1日
- (2) 第23条第2項および第56条の改正規定ならびに付則第4条第1項および第16条の2の改正規定ならびに次条第3項および付則第5条の規定 平成28年4月1日
- (3) 第36条の2第7項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号および第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号ならびに第140条の14第1号の改正規定ならびに付則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号および第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号の改正規定ならびに次条第2項および第4項、付則第3条、第4条、第6条および第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第23条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第7項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の大東市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号および第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号ならびに第74条の2第1項第1号ならびに付則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号および第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項ならびに第63条の3第1項および第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項ならびに付則第13条の4第3項および第4項に規定する申請書または新条例第74条第1項および第74条の2第1項ならびに付則第10条の3各項および付則第13条の4第2項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項ならびに第63条の3第1項および第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項ならびに付則第13条の4第3項および第4項に規定する申請書または旧条例第74条第1項および第74条の2第1項ならびに付則第10条の3各項および第13条の4第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)



第4条 新条例第89条第2項第2号および第90条第2項第1号の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項ならびに第90条第2項および第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項ならびに第90条第2項および第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった旧条例付則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき 4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第

		48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式または第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式または第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	大東市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第号。以下この条および第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）付則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成27年改正条例付則第5条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項または第2項	平成27年改正条例付則第5条第6項
第100条の2	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、または納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書に

は、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡または同条第 2 項に規定する売渡もしくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	から	、第 5 項および
第 7 項の表第 19 条の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	付則第 5 条第 5 項	付則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項

第7項の表第19条第3号の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第5条第5項	付則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

1 1 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準

		用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から	、第5項および
第7項の表第19条の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在

する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000 本につき 1, 262 円とする。

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 13 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 13 項の
	から	、第 5 項および
第 7 項の表第 19 条の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	付則第 5 条第 5 項	付則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	付則第 5 条第 5 項	付則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 14 項において準用

項の項		する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第140条の14の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第140条の14の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第140条の14の規定による申告については、なお従前の例による。



議案第58号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードおよび個人番号カードの再交付に係る手数料を加えること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

第1条 大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中18の項を19の項とし、4の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の1項を加える。

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づくもの	通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。）	1枚につき	500円
--	---	-------	------

第2条 大東市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表2の項中

「

住民基本台帳法第30条の4第1項の規定による住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円
------------------------------------	-------	------

」

を削り、同表4の項中

「

通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。）	1枚につき	500円
---	-------	------

」

を

「

通知カードの再交付（追記欄の余白がなく	1枚につき	500円
---------------------	-------	------

」

なった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。)	
個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。)	1枚につき 800円

に改める。

#### 付 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。